

1. 学則案の全文

広島国際大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 広島国際大学(以下「本大学」という)は、ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。

（自己評価等）

第2条 本大学は、前条に規定する目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関することは、広島国際大学自己評価委員会規定等に定める。

第2章 組織

（学部、学科および教育研究上の目的）

第3条 本大学に、つぎの学部および学科を置く。

学部	学科
保健医療学部	診療放射線学科 医療技術学科 救急救命学科
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
看護学部	看護学科
薬学部	薬学科
健康科学部	心理学科 医療栄養学科 医療経営学科 医療福祉学科
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科

2 保健医療学部各学科の教育研究上の目的は、つぎの各号のとおりとする。

イ 診療放射線学科は、急速に高度化、専門化する放射線診療に対応でき、さらに新しい医用技術の開発にも参画できる信頼される医療人としての診療放射線技師を育成する。

ロ 医療技術学科は、臨床工学・臨床検査学の広い領域での知識・技術をもとに、日々進歩し続ける医療機器や医療技術の変化に対応できる能力や医療チームの牽引役になることができる能力を持つ人材を育成する。

ハ 救急救命学科は、日々進歩し続ける病院前救護に対応できる救急救命の専門知識および実践力を身につけ、病院前救護と地域社会に貢献できる質の高い救急救命士を育成する。

3 総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科は、多様なリハビリテーション技

術を総合的に提供でき、すべての人々の健康と生活の向上を目的として予防から治療までの幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力と豊かな人間性を養った専門職業人(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および義肢装具士)として社会に貢献できる人材を育成する。

- 4 看護学部看護学科は、生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、看護の知識・技術を習得し、質の高い看護が展開できるよう、実践力・応用力・判断力を養い、広く社会に貢献できる人材を育成する。
- 5 薬学部薬学科は、専門的知識および優れた技能に加え、豊かな感性と心を持ち、広く社会に貢献できる「人間味あふれる薬剤師」を育成する。
- 6 健康科学部各学科の教育研究上の目的は、つぎの各号のとおりとする。
 - イ 心理学科は、ストレスの多い社会に対し、さまざまな心理学とコミュニケーション技術をもとに、自己や他者のこころに関心を持つ人材、さらに肯定的自己理解と他者への共感的理解を持ちながら、温かい人間関係を構築し、社会の中で生じる課題を創造的に解決できる人材を育成する。
 - ロ 医療栄養学科は、人々の健康の維持、病気の予防・改善のため、栄養と食の力を活用し、地域社会の健康・医療・福祉に貢献できる管理栄養士を育成する。
 - ハ 医療経営学科は、健康・医療分野に深く関わる経営学、経済学、法学、医学、情報学等の実践的な学びを通して、高い倫理観を持ちながら、効率的で質の高い健康・医療サービスの提供をもって、人々のしあわせをマネジメントできる人材を育成する。
 - ニ 医療福祉学科は、地域社会の一員として、他者とともに協働しながら、あらゆるひとの自己実現と社会参加を促進し、誰もがしあわせになる社会づくりに貢献できる人材を育成する。
- 7 健康スポーツ学部健康スポーツ学科は、あらゆる人々が、各ライフステージ(各年齢期)において健康で豊かな生活を送ることができるよう、健康・運動・スポーツに関する知識や技術を提供し、幅広い分野で貢献できる人材を育成する。

(助産学専攻科)

第3条の2 本大学に、助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科については、別に定める。

(収容定員)

第4条 本大学の収容定員は、つぎのとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次編入 学定員	収容定員
保健医療学部	診療放射線学科	70名	—	280名
	医療技術学科	100名	—	400名
	救急救命学科	50名	—	200名
	計	220名	—	880名
総合リハビリテー ション学部	リハビリテーション学科	180名	—	720名
	計	180名	—	720名
看護学部	看護学科	120名	10名	500名
	計	120名	10名	500名
薬学部	薬学科	120名	—	720名
	計	120名	—	720名
健康科学部	心理学科	100名	—	400名
	医療栄養学科	60名	—	240名
	医療経営学科	90名	—	360名
	医療福祉学科	100名	—	400名
	計	350名	—	1,400名
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	70名	—	280名
	計	70名	—	280名

(職員)

第5条 本大学に、学長、学部長、学長室長、教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員を置く。

2 本大学に、必要に応じて副学長を置くことができる。

3 本大学には、前2項のほか、教務部長、学生部長、入試センター長、図書館長、情報センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、学科長その他必要な職員を置く。

(各職員の職務)

第6条 学長は、本大学の学務を統括し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の重要な事項についての企画および各学部間の連絡調整を行うほか、学長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を行う。

3 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の教学運営業務を遂行し、各学部内の業務を処理するとともに、各学部にも所属する職員を指揮監督する。

4 学長室長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の管理運営業務の遂行にあたる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および

実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

- 7 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 事務職員は、本大学の管理運営業務にあたるほか、学生の学修指導および厚生補導に従事する。
- 11 その他職員の職務については、職制に関する規定に定める。

(学部長会議)

第7条 本大学に、学部長会議を置く。

- 2 学部長会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、学長室長、入試センター長、図書館長、情報センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、研究支援・社会連携センター長、研究支援・社会連携センター部長および専攻科長をもって組織し、本大学の重要な事項を審議する。
- 3 その他学部長会議について必要な事項は、学部長会議規定に定める。

(教授会)

第8条 本大学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長および当該学部の教授をもって組織し、当該学部のつぎの事項について審議する。
 - イ 学生の入学および卒業に関すること
 - ロ 単位の認定および学業評価に関すること
 - ハ 学部内の教育・研究に関すること
 - ニ 年間行事予定および授業時間割の編成に関すること
 - ホ 学長または学部長が諮問した事項に関すること
- 3 その他各学部の教授会について必要な事項は、各学部の教授会規定に定める。

(委員会)

第9条 本大学に、本大学の重要な事項を審議する組織として、つぎの委員会を置く。

- イ 自己評価委員会
 - ロ 教員選考委員会
 - ハ 入試委員会
 - ニ 教務委員会
 - ホ 学生委員会
 - へ キャリア支援委員会
 - ト 図書館運営委員会
 - チ 情報センター運営委員会
 - リ 人権侵害防止委員会
 - ヌ 個人情報保護委員会
 - ル 国際交流委員会
- 2 自己評価委員会は、自己点検・評価に必要な教育研究目標の設定、教育研究活動の改善、

将来計画の策定その他重要な事項を審議する。

- 3 教員選考委員会は、教員の採用および昇任の資格審査ならびに解雇および研修に関する事項を審議する。
- 4 入試委員会は、学長の諮問に応じて各学部の入学者選抜についての企画調整その他重要な事項を審議する。
- 5 教務委員会は、学長の諮問に応じて教務に関する重要な事項の審議および教務に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 6 学生委員会は、学長の諮問に応じて学生の厚生補導、表彰、懲戒その他重要な事項の審議およびそれらに関する各学部間の連絡調整を行う。
- 7 キャリア支援委員会は、学長の諮問に応じて就職に関する重要な事項の審議および就職に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 8 図書館運営委員会は、学長の諮問に応じて図書館の運営に関し必要な事項を審議する。
- 9 情報センター運営委員会は、学長の諮問に応じて情報センターの運営に関し必要な事項を審議する。
- 10 人権侵害防止委員会は、本大学における人権侵害の防止に関し必要な事項を審議する。
- 11 個人情報保護委員会は、本大学における個人情報の保護に関し必要な事項を審議する。
- 12 国際交流委員会は、学長の諮問に応じて国際交流に関し必要な事項を審議する。
- 13 その他委員会について必要な事項は、各委員会規定に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第9条の2 本大学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を行う。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、つぎの2学期に区分し、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

2 必要がある場合、学長は、前項に定める前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第12条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日

ロ 本学園創立記念日(10月30日)

ハ 春期休業日 3月21日から3月31日まで

ニ 夏期休業日 8月1日から9月14日まで

ホ 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第13条 本大学の修業年限は、つぎのとおりとする。

保健医療学部 4年

総合リハビリテーション学部 4年

看護学部 4年

薬学部 6年

健康科学部 4年

健康スポーツ学部 4年

(長期履修学生)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情またはその他やむを得ない事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生（以下「長期履修学生」という）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 その他長期履修学生について必要な事項は、長期履修学生規定に定める。

(在学年限)

第14条 学生は、つぎの年数を超えて在学することができない。ただし、長期履修学生については、教授会の議を経て、相当な年限を学長が定める。

保健医療学部 8年

総合リハビリテーション学部 8年

看護学部 8年

薬学部 12年

健康科学部 8年

健康スポーツ学部 8年

2 前項にかかわらず、第20条から第22条の規定により入学、転学部または転学科を許可された者の在学年限については、教授会の議を経て、相当な年限を学部長が定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条および第21条第1項に定める者については、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本大学に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

イ 高等学校または中等教育学校を卒業した者

ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

ハ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの

ニ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

ホ 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ヘ 文部科学大臣の指定した者

ト 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)

チ その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第17条 本大学への入学を志願する者は、所定の入学願書および入学検定料に別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学志願者の選考は、教授会の審議を経て、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ入学の宣誓をするものとする。

(編入学)

第20条 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学看護学部看護学科への編入学を志願するものがあるときは、選考のうえ第3年次に編入学を許可する。

イ 大学または短期大学の看護系学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)のうち看護系課程を修了した者

ハ 高等学校等の専攻科(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

2 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学健康科学部心理学科、医療経営学科、医療福祉学科の第3年次に編入学を志願するものがある場合は、志望する学部学科に欠員があるときに限り、選考のうえ編入学を許可することがある。

イ 大学を卒業した者

ロ 大学における2年以上の課程を履修し、62単位以上を取得して退学した者

ハ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

ニ 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

ホ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)付則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了または卒業した者

ヘ 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

- ト 高等学校等の専攻科(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者
- 3 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学健康科学部心理学科、医療経営学科、医療福祉学科の第2年次に編入学を志願するものがある場合は、志望する学部学科に欠員があるときに限り、選考のうえ編入学を許可することがある。
 - イ 大学を卒業した者
 - ロ 大学における2年以上の課程を履修して退学した者
 - ハ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - ニ 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者
 - ホ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)付則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了または卒業した者
 - ヘ 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者
 - ト 高等学校等の専攻科(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者
- 4 その他編入学について必要な事項は、編入学規定に定める。

(転入学および再入学)

第21条 つぎの各号のいずれかに該当する者で、当該大学を退学後引き続き本大学へ入学することを志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

- イ 本大学以外の大学に入学し、履修歴のある者
- ロ 前号と同等以上の学力があると本大学が認める者
- 2 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学へ入学することを志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

- イ 本大学を卒業した者
- ロ 本大学を退学した者
- ハ 第37条イ号、ロ号またはホ号により除籍になった者

3 その他転入学および再入学について必要な事項は、転入学規定または再入学規定にそれぞれ定める。

(転学部および転学科)

第22条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転学部もしくは転学科を希望する者がある場合は、志望先に欠員のあるときに限り、志望先の教授会の議を経て学部長が選考し、学長が相当年次に転学部または転学科を許可することができる。

2 その他転学部および転学科について必要な事項は、転学部・転学科規定に定める。

(入学者の既修得単位等の取扱い)

第23条 第19条の規定により、入学を許可された者が入学以前に大学または短期大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)のうち30単位を限度として、学部長は教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- 2 第20条から前条の規定により、入学、転学部または転学科を許可された者の、本大学もしくは他の大学においてすでに履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第6章 教育課程、教職課程および履修方法等

(授業科目)

第24条 授業科目は、共通教育科目、スタンダード科目、オプション科目および専門教育科目とし、これを必修科目、選択必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当する。

- 2 前項の区分により、開設する授業科目および単位数は、別表第1のとおり定める。
- 3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。なお、該当科目については、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位の計算基準は、つぎのとおりとする。

- イ 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ロ 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ハ 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項にかかわらず、「卒業研究」については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(成績の評価)

第26条 成績の評価は、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

- 2 成績は、S・A・B・C・D・E・F・G・*の評語をもって表し、S・A・B・C・Gを合格とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、前条により合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認めるときは、本大学の同一学部の他の学科、他の学部または他の大学との協議に基づき、学長(他の学科については学部長)は、当該他学科、他学部または他大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、学部長は30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 4 第24条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含

めることができる。

(授業および履修の方法)

第29条 授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画、成績評価の基準は、あらかじめ学生に明示するものとする。

2 履修の方法、要件等について必要な事項は、各学部の履修規定に定める。

(教職課程)

第29条の2 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

2 前項により開設する授業科目および単位数は、別表第1のとおり定める。

3 本大学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第8のとおりとする。

4 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および修得すべき単位等必要な事項は、履修規定に定める。

第7章 卒業および学位

(卒業)

第30条 本大学に第13条に定める修業年限以上在学して、所定の授業科目を履修し、かつ、つぎに定める単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

保健医療学部

診療放射線学科 130単位以上

医療技術学科 124単位以上

救急救命学科 124単位以上

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 124単位以上

看護学部

看護学科 128単位以上

薬学部

薬学科 186単位以上

健康科学部

心理学科 124単位以上

医療栄養学科 125単位以上

医療経営学科 124単位以上

医療福祉学科 124単位以上

健康スポーツ学部

健康スポーツ学科 124単位以上

2 前項の規定にかかわらず、本学の学生として3年以上在学し、本大学院への進学を希望している者で、学部の定める卒業要件を満たし、かつ、優秀な成績を修めたと認められた場合、学部長が推薦し教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第31条 本大学を卒業した者には、つぎの区分に従って学士の学位を授与する。

保健医療学部

診療放射線学科 学士(診療放射線学)

医療技術学科 学士(臨床工学)、学士(臨床検査学)

救急救命学科 学士(救急救命学)

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 学士(理学療法学)、学士(作業療法学)、学士(言語聴覚療法学)、学士(義肢装具学)

看護学部

看護学科 学士(看護学)

薬学部

薬学科 学士(薬学)

健康科学部

心理学科 学士(心理学)

医療栄養学科 学士(医療栄養学)

医療経営学科 学士(医療経営学)

医療福祉学科 学士(医療福祉学)

健康スポーツ学部

健康スポーツ学科 学士(健康スポーツ学)

2 前項のほか、学位について必要な事項は、学位規定に定める。

第8章 休学、留学、退学および除籍

(休学)

第32条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願を提出し、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 病気その他修学することが適当でないと認められる者については、所属学部長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て復学することができる。

2 その他復学について必要な事項は、復学規定に定める。

(留学)

第35条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の議を経て留学を許可する。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学期間を含めることができる。

4 第28条第2項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、所属学部長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

イ 学費を所定の期日までに納入しない者

ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者

ハ 第14条に定める在学年限を超えた者

ニ 成業の見込みがないと認められる者

ホ 休学者で休学期間満了前までに、所属学部長に復学を願い出ない者

ヘ 他の大学、短期大学または高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

ト 死亡が確認された者

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 成績の特に優秀な学生または表彰に価する行為があった学生は、学生委員会の議を経て、学長が表彰する。

2 その他表彰について必要な事項は、賞罰規定に定める。

(懲戒)

第39条 本大学の学則もしくは諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、放学、停学、けん責および訓告とする。

3 前項の放学は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行い、再入学は許可しない。

イ 性行不良で改善の見込みがない者

ロ 正当な理由がなくて出席常でない者

ハ 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

5 その他懲戒について必要な事項は、賞罰規定に定める。

第10章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第40条 入学検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(学費等)

第41条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第3のとおり定める。ただし、長期履修学生の学費については、広島国際大学長期履修生規定に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 休学中の学費は、休学を許可された期の翌期から免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を納入しなければならない。

4 広島国際大学学生海外留学規定に定める留学を許可された場合の学費は、学費納入規定

の定めるところにより免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。

5 その他休学中の学費等の取扱いについては、学費納入規定に定める。

(既納の入学検定料、学費等)

第42条 既に納入された入学検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第43条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、学費納入規定に定める。

第11章 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生

(研究生)

第44条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、在学期間の延長を認めることがある。

4 研究料の額は、別表第4のとおり定める。

5 その他研究生について必要な事項は、研究生規定に定める。

(研修生)

第44条の2 本大学において、特定の専門事項について研修することを志願する者があるときは、選考のうえ研修生として入学を許可することがある。

2 研修生を志願することのできる者は、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、在学期間の延長を認めることがある。

4 研修料の額は、別表第7のとおり定める。

5 その他研修生について必要な事項は、研修生規定に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がある場合は、本大学の教育に支障のないときに限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 授業科目を履修し合格の評価を受けた者には、所定の単位を与える。

3 履修料の額は、別表第5のとおり定める。

4 その他科目等履修生について必要な事項は、科目等履修生規定に定める。

(特別履修生)

第46条 他の大学(外国の大学を含む)の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者がある場合は、本大学の教育に支障のないときに限り、当該大学との協議

に基づき、特別履修生として入学を許可することがある。

2 その他特別履修生について必要な事項は、特別履修生規定に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の出願資格は、外国において、学校教育における12年以上の課程を修了した者とする。

3 本条の規定は、外国人が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

(帰国学生)

第48条 帰国生徒で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ帰国学生として入学を許可することがある。

2 帰国生徒の出願資格は、日本国籍を有し、外国における高等学校に原則として2年以上継続して在学し、学校教育における12年以上の課程を修了した者とする。

3 本条の規定は、帰国生徒が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

第12章 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養・知識を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第13章 付属施設

(図書館)

第50条 本大学に、図書館を設け、本大学の職員および学生の研究・教育に資する。

(情報センター)

第51条 本大学に、情報センターを設け、本大学の職員および学生の研究・教育に資する。

(保健室)

第52条 本大学に、保健室を設け、本大学の職員および学生の保健衛生に資する。

(心理臨床センター)

第52条の2 本大学に、心理臨床センターを設け、本大学の職員および学生の研究・教育に資するとともに、地域住民を対象とした心理臨床相談等を行う。

(福利厚生施設)

第53条 本大学に、福利厚生施設を設け、本大学の職員および学生の福利厚生に資する。

第14章 雑則

(細則)

第54条 この学則の施行に必要な細則は、別に定める。

(学則の改廃)

第55条 この学則の改廃は、学部長会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

1 この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第40条の別表第2は1998年

- 度入学志願者の出願時から、第 41 条第 1 項の別表第 3 は 1998 年度入学者の入学手続時から、それぞれ適用する。
- 2 この改正学則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。
 - 3 この改正学則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 41 条第 1 項の別表第 3 は、2001 年度入学者の入学手続時から適用する。
 - 4 前項にかかわらず、1999 年度以前の入学者にかかる教育課程表および卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
 - 5 この改正学則は、2002 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 41 条第 1 項の別表第 3 は、2002 年度入学者の入学手続時から適用する。
 - 6 2001 年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
 - 7 この改正学則は、2003 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 41 条第 1 項の別表第 3 は、2003 年度入学者の入学手続時から、第 21 条第 1 項は 2003 年度転入学者の出願手続時から、それぞれ適用する。
 - 8 2002 年度以前の入学者にかかる学則については、なお従前の例による。
 - 9 第 3 条にかかわらず、保健医療学部看護学科は、2003 年 4 月（編入学生については、2005 年 4 月）から学生募集を停止し、当該学科に在学する者が居なくなるまでの間、存続するものとする。
 - 10 この改正学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 41 条第 1 項の別表第 3 は、2004 年度入学者の入学手続時から適用する。
 - 11 2002 年度以前の入学者にかかる学則については、改正後の第 28 条第 2 項および第 41 条第 4 項を除き、なお従前の例による。
 - 12 この改正学則は、2005 年 4 月 1 日から施行する。
 - 13 2004 年度以前の入学者にかかる学則については、なお従前の例による。
 - 14 この改正学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
 - 15 2005 年度以前の入学者にかかる学則については、なお従前の例による。
 - 16 第 3 条にかかわらず、人間環境学部臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科は、2006 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 17 この改正学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
 - 18 2006 年度以前の入学者にかかる学則については、なお従前の例による。
 - 19 第 3 条にかかわらず、社会環境科学部建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科は、2007 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 20 2006 年度以前の入学者にかかる学則については、改正後の第 5 条および第 6 条を除き、なお従前の例による。
 - 21 この改正学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
 - 22 2007 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。
 - 23 イ この改正学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

- ロ 第4条の収容定員は、2009年度に第1年次に入学する者から適用する。
- 24 イ この改正学則は、2009年4月1日から施行する。
 - ロ 保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、工学部および薬学部各学科の2007年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。
 - ハ 看護学部看護学科の2008年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 25 イ この改正学則は、2009年4月1日から施行する。
 - ロ 保健医療学部、心理科学部および工学部各学科の2007年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。
 - ハ 医療福祉学部、看護学部および薬学部各学科の2008年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 26 イ この改正学則は、2010年4月1日から施行する。
 - ロ 心理科学部および工学部各学科の2009年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。
 - ハ 第24条第2項別表第1の医療福祉学部医療福祉学科の教育課程表については、2009年度入学者から適用する。
- 27 イ この改正学則は、2011年4月1日から施行する。
 - ロ 第4条の収容定員は、2011年度に第1年次に入学する者から適用する。
 - ハ 第3条にかかわらず、保健医療学部理学療法学科、医療福祉学部医療経営学科、心理科学部コミュニケーション学科および感性デザイン学科、工学部建築学科および機械ロボティクス学科は、2011年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - ニ 保健医療学部、医療福祉学部および心理科学部各学科の2010年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ホ 第31条にかかわらず、保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部および工学部各学科の2010年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。
 - ヘ 心理科学部および工学部の2010年度以前の入学者の教職課程および教育職員免許状については、なお従前の例による。
- 28 イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。
 - ロ 看護学部の2011年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 29 イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。
 - ロ 医療福祉学部の2011年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 30 イ この改正学則は、2013年4月1日から施行する。
 - ロ 第3条にかかわらず、保健医療学部臨床工学科および総合リハビリテーション学科、工学部住環境デザイン学科および情報通信学科は、2013年3月31日に当該

学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ハ 前項の工学部各学科に在学する者の学則については、なお従前の例による。
 - ニ 保健医療学部の 2012 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ホ 第 31 条にかかわらず、保健医療学部の 2012 年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。
 - へ 2012 年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- 31 イ この改正学則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- ロ 医療福祉学部および医療経営学部の 2012 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ハ 2012 年度以前の入学者の成績の評価については、なお従前の例による。
 - ニ 第 45 条第 4 項の別表第 5 にかかわらず、工学部開講科目を履修する場合の履修料については、なお従前の例による。
- 32 イ この改正学則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
- ロ 総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科および心理学部各学科の 2013 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 33 イ この改正学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- ロ 第 3 条にかかわらず、心理学部臨床心理学科およびコミュニケーション心理学科は、2015 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - ハ 前項の心理学部各学科に在学する者の学則については、改正後の第 1 条を除き、なお従前の例による。
 - ニ 総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科の 2014 年度以前の入学者の収容定員ならびに修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ホ 第 31 条にかかわらず、総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科の 2014 年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。
- 34 イ この改正学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- ロ 薬学部の 2014 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ハ 保健医療学部診療放射線学科の 2014 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 35 イ この改正学則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。
- ロ 保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部および看護学部の 2015 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 36 イ この改正学則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

- ロ 保健医療学部の 2015 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 37 イ この改正学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
 - ロ 2016 年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
 - ハ 改正後の第24条、第26条および第28条については、2016年度入学者から適用する。
- 38 イ この改正学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
 - ロ 医療栄養学部の 2017 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および卒業に必要な単位数については、なお従前の例による。
- 39 イ この改正学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
 - ロ 医療福祉学部の 2018 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
 - ハ 医療栄養学部の 2018 年度以前の入学者の修得すべき授業科目および卒業に必要な単位数については、なお従前の例による。
- 40 イ この改正学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
 - ロ 第 3 条にかかわらず、保健医療学部医療技術学科救急救命学専攻、総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科、医療福祉学部医療福祉学科、医療経営学部医療経営学科、心理学部心理学科および医療栄養学部医療栄養学科は、2020 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - ハ 2019 年度以前の入学者の学則については、改正後の第 13 条の 2、第 14 条および第 41 条を除き、なお従前の例による。
- 41 この改正学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

5 健康スポーツ学部

		授業科目	単位数	
オプション科目 (ベーシック)	グローバル	中国語Ⅰ	1	
		中国語Ⅱ	1	
		ドイツ語Ⅰ	1	
		ドイツ語Ⅱ	1	
	情報学	プログラミングⅠ	1	
	人間と文化	哲学	2	
		文学	2	
		心理学	2	
		芸術学	2	
		文化人類学	2	
	人間と社会	日本国憲法	②	
		経済学	2	
		歴史学	2	
		政治学	2	
	人間と自然	統計学	②	
		数学基礎	1	
		数学	2	
		物理学	2	
		化学	2	
		生物学	2	
		科学実験 a	1	
		科学実験 b	1	
	総合	日本語表現法	2	
		コミュニケーション論	2	
	オプション科目 (アドバンスド)	グローバル	Reading & Writing	1
			英語プレゼンテーション	1
			検定英語	1
グローバル化と人間 a			1	
グローバル化と人間 b			1	
情報学		データサイエンスⅡ	1	
		データ解析	1	
		プログラミングⅡ	1	
保健体育		スポーツ実習Ⅱ	1	
人間と文化		人間と文化a	1	
		人間と文化b	1	
人間と社会		人間と社会a	1	
		人間と社会b	1	
人間と自然		人間と自然a	1	
		人間と自然b	1	
総合		教養ゼミ	1	

〔注〕 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目を示す。

【留学生特例科目】

		授業科目	単位数
オプション科目	人間と社会	日本事情 a	2
		日本事情 b	2
	グローバル	日本語Ⅰ	2
		日本語Ⅱ	2

〔注〕 留学生特例科目において修得した単位は、学部および学科で履修すべき単位数のうち、つぎに掲げるもので代えることができる。ただし、その履修に関しては学部または学科の指示に従うものとする。

1 オプション科目（ベーシック）の人間と社会の2単位までを「日本事情 a」または「日本事情 b」の単位数

2 オプション科目のグローバルの4単位までを「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」の単位数

【卒業に必要な単位数】

学科	必修	選択	計
健康スポーツ学科	4	14	18単位以上

6 健康スポーツ学部

健康スポーツ学科

授業科目		単位数
専門基礎分野	健康スポーツ概論	②
	スポーツ原理	②
	スポーツ経営管理学	2
	スポーツ社会学	②
	スポーツ史	②
	スポーツビジネス特論	2
	スポーツ心理学	2
	スポーツ運動学	②
	バイオメカニクス	②
	体力測定評価	2
	コーチング論	2
	スポーツ生理学	②
	運動処方論	2
	スポーツ栄養学	2
	スポーツ医学	2
	人体機能解剖学	②
	生涯学習概論Ⅰ	2
	生涯学習支援論Ⅰ	2
	社会教育経営論Ⅰ	2
	学校保健	2
	トレーニング論	2
	レクリエーション概論	2
	衛生学・公衆衛生学	2
	健康教育学	2
	スポーツ実技A(陸上競技)	1
	スポーツ実技A(器械運動)	1
	スポーツ実技A(水泳)	1
	スポーツ実技A(健康体力づくり)	1
	スポーツ実技B(ダンス)	1
	スポーツ実技B(武道1)	1
	スポーツ実技B(武道2)	1
	スポーツ実技C(ゴール型1)	1
	スポーツ実技C(ゴール型2)	1
	スポーツ実技C(ベースボール型)	1
スポーツ実技C(ネット型1)	1	
スポーツ実技C(ネット型2)	1	
スポーツ実技D(野外活動1)	1	
スポーツ実技D(野外活動2)	1	

授業科目		単位数	
専門分野	身体スポーツ文化論	2	
	スポーツ解析演習	2	
	運動処方演習	2	
	トレーニングプログラム演習	2	
	レクリエーション演習	2	
	保健体育科教育法Ⅰ	2	
	保健体育科教育法Ⅱ	2	
	保健体育科教育法Ⅲ	2	
	保健体育科教育法Ⅳ	2	
	生涯学習概論Ⅱ	2	
	生涯学習支援論Ⅱ	2	
	社会教育経営論Ⅱ	2	
	労働法規Ⅰ	2	
	労働法規Ⅱ(労働と環境)	2	
	専門演習・実習分野	スポーツ科学演習A	2
		スポーツ科学演習B	2
		スポーツ科学演習C	2
		スポーツ科学演習D	2
		スポーツ実技指導演習A(陸上競技)	2
スポーツ実技指導演習A(器械運動)		2	
スポーツ実技指導演習A(水泳)		2	
スポーツ実技指導演習A(健康体力づくり)		2	
スポーツ実技指導演習B(ダンス)		2	
スポーツ実技指導演習B(武道1)		2	
スポーツ実技指導演習B(武道2)		2	
スポーツ実技指導演習C(ゴール型1)		2	
スポーツ実技指導演習C(ゴール型2)		2	
スポーツ実技指導演習C(ベースボール型)		2	
スポーツ実技指導演習C(ネット型1)		2	
スポーツ実技指導演習C(ネット型2)		2	
スポーツ実技指導演習D(野外活動1)		2	
スポーツ実技指導演習D(野外活動2)		2	
障がい者スポーツ演習		2	
介護予防運動演習		2	
健康運動指導実習		1	
エクササイズ指導実技	2		
エクササイズ指導実習	1		
社会教育実習A	1		
社会教育実習B	3		
専門総合分野	健康スポーツ学総合演習Ⅰ	②	
	健康スポーツ学総合演習Ⅱ	②	
	卒業研究Ⅰ	②	
	卒業研究Ⅱ	②	

[注] 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目を示す。

【卒業に必要な単位数】

科目区分	必修	選択	その他
専門基礎分野	16	61 ^{*1}	6 ^{*2}
専門分野	-		
専門演習・実習分野	-		
専門総合分野	8		
計	24	61	
	85単位以上		

*1 61単位のうち「スポーツ実技A」の種目から3科目3単位、「スポーツ実技B」の種目から1科目1単位、「スポーツ実技C」の種目から1科目1単位、「スポーツ実技D」の種目から1科目1単位、「身体スポーツ文化論」、「スポーツ解析演習」、「運動処方演習」、「トレーニングプログラム演習」、「レクリエーション演習」の科目から3科目6単位、「スポーツ科学演習A」、「スポーツ科学演習B」、「スポーツ科学演習C」、「スポーツ科学演習D」の科目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習A」の種目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習B」の種目から1科目2単位、「スポーツ実技指導演習C」の種目から1科目2単位を修得すること。

*2 オプション科目、所属学科の専門教育科目、他学科の専門教育科目から6単位以上を修得すること。

V 教職課程

1 栄養に係る教育に関する科目

授業科目	単位数
学校栄養教育論Ⅰ	2
学校栄養教育論Ⅱ	2

2 教職に関する科目

イ 健康科学部

①医療栄養学科

授業科目	単位数
教育原理	1
教職概論	2
教育制度論	1
学校教育心理学	1
特別支援教育論	1
教育課程論	2
道徳・特別活動論	2
総合的な学習の時間論	1
教育方法論	2
生徒指導論	1
教育相談	1
栄養教育実習Ⅰ	1
栄養教育実習Ⅱ	1
教職実践演習(栄養教諭)	2

〔注〕 上記科目は自由科目とし卒業要件の単位数には含まない。

②医療福祉学科

授業科目	単位数
介護概論（介護技術を含む）	2
社会福祉総合実習	2
福祉科教育法Ⅰ	2
福祉科教育法Ⅱ	2
教育原論	1
教職概論	2
教育制度論	2
学校教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育課程論	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動の指導法	2
教育方法論	2
生徒指導論	1
教育相談	1
進路指導・キャリア教育論	1
教育実習（高）	3
教職実践演習（高）	2

〔注〕 上記科目は自由科目とし卒業要件の単位数には含まない。

ロ 健康スポーツ学部

健康スポーツ学科

授業科目	単位数
教育原論	1
教職概論	2
教育制度論	2
学校教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育課程論	2
道徳教育理論・指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動の指導法	2
教育方法論	2
生徒指導論	1
教育相談	1
進路指導・キャリア教育論	1
教育実習事前事後指導	1
教育実習Ⅰ(高のみ)	2
教育実習Ⅱ(中・高)	4
教職実践演習(中・高)	2

〔注〕 上記科目は自由科目とし卒業要件の単位数には含まない。

別表第2 入学検定料

(単位：円)

種別	金額
入学検定料	35,000

別表第3 学費

各学部の学費の金額は、つぎのとおりとする。

(単位：円)

(1) 保健医療学部・総合リハビリテーション学部・看護学部

科目	納期	納入額
入学金	入学手続時	250,000

年次	科目	納入額		備考
		前期	後期	
1年次	授業料	715,000	715,000	※ 入学年度の前期分学費は入学手続時に納入
	教育充実費	45,000	45,000	
	計	760,000	760,000	
2年次以降	授業料	715,000	715,000	
	教育充実費	100,000	100,000	
	計	815,000	815,000	

(2) 薬学部

科目	納期	納入額
入学金	入学手続時	450,000

年次	科目	納入額		備考
		前期	後期	
1年次	授業料	860,000	860,000	※ 入学年度の前期分学費は入学手続時に納入
	教育充実費	50,000	50,000	
	計	910,000	910,000	
2年次以降	授業料	860,000	860,000	
	教育充実費	100,000	100,000	
	計	960,000	960,000	

(3) 健康科学部 (心理学科、医療経営学科、医療福祉学科)

科目	納期	納入額		備考
入学金	入学手続時	250,000		
年次	科目	納入額		備考
		前期	後期	
1 年次	授業料	515,000	515,000	※ 入学年度の前期分学費は 入学手続時に納入
	教育充実費	25,000	25,000	
	計	540,000	540,000	
2 年次 以降	授業料	515,000	515,000	
	教育充実費	75,000	75,000	
	計	590,000	590,000	

(4) 健康科学部 (医療栄養学科)

科目	納期	納入額		備考
入学金	入学手続時	250,000		
年次	科目	納入額		備考
		前期	後期	
1 年次	授業料	515,000	515,000	※ 入学年度の前期分学費は 入学手続時に納入
	教育充実費	45,000	45,000	
	計	560,000	560,000	
2 年次 以降	授業料	515,000	515,000	
	教育充実費	100,000	100,000	
	計	615,000	615,000	

(5) 健康スポーツ学部

科目	納期	納入額		備考
入学金	入学手続時	250,000		
年次	科目	納入額		備考
		前期	後期	
1 年次	授業料	515,000	515,000	※ 入学年度の前期分学費は 入学手続時に納入
	教育充実費	45,000	45,000	
	計	560,000	560,000	
2 年次 以降	授業料	515,000	515,000	
	教育充実費	100,000	100,000	
	計	615,000	615,000	

〔注〕 1. 学費の金額は、経済情勢の変動によっては改定することがある。

2. 第 20 条もしくは第 21 条により編入学または転入学を許可された者は、新所属の年次の学生に適用される学費を適用する。

3. この規定において 1 年次とは在籍 1 年目をいう。ただし、編入学または転入学を許可された者は除く。

別表第4 研究料

(単位：円)

学部\期間	6カ月	1年
保健医療学部	205,000	410,000
総合リハビリテーション学部	205,000	410,000
看護学部	205,000	410,000
薬学部	285,000	570,000
健康科学部	155,000	310,000
健康スポーツ学部	155,000	310,000

別表第5 履修料

(単位：円)

学部	金額	備考
保健医療学部	20,000	1単位当たり
総合リハビリテーション学部	20,000	
看護学部	20,000	
薬学部	25,000	
健康科学部	15,000	
健康スポーツ学部	15,000	

別表第6 在籍料

(単位：円)

区分	金額
前期	60,000
後期	60,000

別表第7 研修料

(単位：円)

学部	金額	備考
保健医療学部	20,000	月額
総合リハビリテーション学部	20,000	
看護学部	20,000	
薬学部	25,000	
健康科学部	15,000	
健康スポーツ学部	15,000	

別表第8 教育職員免許状の種類および免許教科

教職課程を置く学部・学科・専攻		免許状の種類	免許教科
健康科学部	医療栄養学科	栄養教諭一種免許状	
	医療福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	

○広島国際大学健康スポーツ学部教授会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学健康スポーツ学部教授会(以下「教授会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

イ 健康スポーツ学部長(以下「学部長」という)

ロ 健康スポーツ学部教授(特任教授を含む)

2 学部長は、教授会の議を経て、当該学部から1名の准教授を教授会に加えることができる。

3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第3条 教授会は、健康スポーツ学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ 学生の入学、卒業および学位の授与に関すること

ハ 単位の認定および学業評価に関すること

ニ 学生の留学に関すること

ホ 学生の転学部・転学科に関すること

ヘ 授業時間割の編成に関すること

ト 授業担当者の決定に関すること

チ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

リ 大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

ヌ 名誉教授の称号授与等に関すること

ル 教員の留学に関すること

ヲ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第4条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した医療福祉学部に関すること
- ロ 教員の人事に関すること
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関すること
- ニ 学生の表彰および懲戒に関すること
- ホ その他各委員会で審議した健康スポーツ学部に関すること

(招集および議長)

第5条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第7条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。
- 3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第8条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第10条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第11条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第12条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。